



Q 県内の工場で働き始めました。求人広告には「残業なし」と書かれていたが、毎日3時間

以上の残業があります。実際の労働条件と異なっているので退職を考えています。

A 求人広告やハローワークに出

された求人票などの記載内容と、実際の労働

条件が異なるという相

談が増えています。

一般的に、求人広告

などに掲載されている

労働契約を結ぶ前に働く条件の確認を

条件は、賃金額や労働時間、労使双方の合意で

実際に労働契約を結ぶ前に、具体的な労働条

件を会社側にしっかりと確認しておくことが重

要です。

また労働基準法で

は、会社は労働契約の締結に際し、労働者に

対して①雇用期間②雇

用期間が決まっている場合は更新の基準③勤

務地や業務内容④勤務時間や休憩時間、休日

など⑤賃金額の計算方法、支払いの時期⑥退

職や解雇に関する事項

の6項目について書面

で交付しなければなら

ないと決められています。

詳しくは鳥取労働局

労働基準部監督課また

は職業安定部職業安定

課へ問い合わせしてく

ださい。

鳥取労働局労働基準部監督課

職業安定部職業安定課

電話 0857-29-1703

電話 0857-29-1707